

申請者名

最終用途誓約書  
(経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節：関係者

- (a) 輸出者名 (申請者名)
- (b) 買主名 (特定子会社名)
- (c) 買主の住所 (特定子会社の住所)
- (d) 荷受人名 (b)に同じ
- (e) 荷受人の住所 (c)に同じ
- (f) 販売業者の名称 (b)に同じ
- (g) 販売業者の住所 (c)に同じ
- (h) 貨物等の保管場所 ((g)と異なる場合) \_\_\_\_\_

第2節：貨物等 (貨物、ソフトウェア、技術)

(a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 型, 等級, 種類, シリアルナンバー) <u>(ストック販売する貨物又は技術を特定し、記載)</u> /	(b) 数量/重量
_____ / _____	<u>-</u>
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 - / -

第3節：誓約事項

- (a) 第2節で示した貨物等は第1節で指定した場所で厳重に保管します。
- (b) 上記の貨物等及び/又はその複製は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又はIAEA保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また貨物等の使用は民生用途に限りです。
- (c) 上記の貨物等は (特定子会社が所在する国名) にとどまります/で消費されます。
- (d)  我々 (私) は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された (申請者名) の事前同意なく所有権・使用権を国内の第三者に移転しません。  
 第2節で示した貨物等は 特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等 のみ販売され、(想定する用途を記載) に使用されます。
- (e) 我々 (私) は、上記の貨物等を再輸出しません。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、(d)で示した輸出者の書面による事前同意を得ます。
- (f) (上記の貨物等が技術を含む場合 )、当該技術を対外秘のものとして厳格に取扱います。
- (g) 追加的な誓約事項等：許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再販売・再輸出については、事前同意の対象から除外する。  

特定子会社包括により当該特定子会社に対し技術の提供を予定している場合のみチェックしてください。
- (h) 上記の貨物等の所有権・使用権は、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であって当該第三者が民生の事業活動を行っている場合にのみ、当該第三者/社に移転されるものとします。
- (i)  我々 (私) は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

(特定子会社の代表者又は権限委任された者の署名)

会社/組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

(特定子会社名、署名者の肩書き)

日付

(署名を行った日付)

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)